

平成27年度第2回長野県地方税制研究会

日 時：平成27年12月16日（水）
午後 1 時30分～ 3 時30分
場 所：議会棟 第一特別会議室

1 開 会

（須山企画幹兼課長補佐）

定刻となりましたので、只今から平成 27 年度 第 2 回長野県地方税制研究会を開会いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入るまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課企画幹の須山昌明と申します。

初めに、この研究会はこれまでどおり公開とさせていただきます。会議結果につきましては、後日、議事録の要旨を公表させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、開会に当たりまして、林税務課長からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（林税務課長）

本日は年末の非常にお忙しいところ、今年度、2回目の長野県地方税制研究会においていただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、総務部長の原山がまいってごあいさつを申し上げるところでございますけれども、年末の業務が立て込んでおり、欠席しておりまして、誠に申し訳ございません。私の方から改めてあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、前回に引き続きまして、創業等応援減税と法人県民税法人税割の超過課税につきまして、議題とさせていただきたいと思っておるところでございます。

創業等の応援減税につきましては、前回の研究会で議論をいただき、この減税を行う目的の明確化とか周知の方法などについて、いろいろ課題をご指摘いただいたところでございます。

法人県民税の超過課税につきましては、時間の都合で議論に至らなかったわけでありまして、本日、改めてご議論いただきたいと思いますと思っておるところでございます。

本県では、政策目的を達成する上でさまざまな施策を行っているところでございます。その一つとして政策減税がございまして、これも有効な手段になると認識しているところでありますが、今ある制度がさらに充実、良くなるようにいろいろご提言をいただけたらと考えているところでございます。

また、いただきましたご提言、ご意見につきましては、今後の県政に十分反映させてまいりたいと考えているところでございます。

本日の研究会が有意義なものとなりますようお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

（須山企画幹兼課長補佐）

本日は沼尾委員が都合により欠席でございますのでお知らせ申し上げます。

それでは、これより会議の方に入らせていただきます。会議の進行につきましては、研究会設置要綱で座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしくお願

いたします。

3 会 議

(1) 創業等応援減税について

(青木座長)

それでは、年末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。前回、第1回を行わせていただきまして、本日は第2回ということですが、小林委員は前回ご欠席でしたので、初めてのご参加ということですので、ぜひ、全く何の制約もなくご自由にご発言をいただければ大変に幸いであると思っております。

特に今回の議題は、日本の中で税制は画一的なんです、その中で唯一とっていいほどの独自の政策の部分ですので、ぜひ長野県としてどのような判断をされるかというところで、長野の県民の代表というつもりで、ぜひご自由なご議論をしていただければということをお願いいたします。

本日、今、申し上げましたように、あるいは課長からもお話がありましたように、一つが創業等の政策減税、もう一つが法人に対する超過課税というところになっております。

政策減税の方については、前回、第1回で担当課の方からご説明をいただきまして、いろいろと宿題、注文を出させていただきました。本日、どのようなお答えをいただけるのかということによって、税制研究会としての意見を取りまとめたいと思っております。

2番目の超過課税については前回、政策減税の方に時間をとられて審議に入れなかったものですから、今回初めてということなんです、どのような理由で超過課税が必要で、どのように使っていくって県内経済を良くしていくかというところを、本日もご説明をいただいた上で判断を下していきたいと思っております。

ですので、ちょうど年度末、役所の年度末ということにもなりますので、そこに向かって今回、できれば研究会としての一定の方向性の合意ができればなと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、まず前回の続きの部分になりますけれども、創業等政策減税について論点の取りまとめと、前回、我々からお願いをした宿題の部分のお答えもあるようですので、まずは事務局の方からご説明をいただければと思います。お願いいたします。

(林税務課長)

それでは資料1をご覧いただきたいと思えます。「共通」というところがございませけれども、条例の所管が非常に曖昧となっていると、今現在、その創業等応援条例ということで一本になっているわけですが、分かりにくいなり、所管が曖昧だということを、かねてからご指摘をいただいているというところがございませ。

これについての見解でございませけれども、私ども税務課といひませか、県の方では、確かに創業という大きくりと雇用という面とが一緒になっているというようには認識をしてございませ。

この点につきませは、非常にまだ雇用の方が件数も少ない状況で、なかなか柱になるにくい面もあるのかなというようない方もしてございませして、また今後、地方創生絡みで子育て支援をする企業に応援するというようない意味合いも込めませして、少し雇用面での政策の充実を図るといひとき、一つ、減税というのも選択肢の一つになるのかなというところを考えているところですが、そんなときに合わせて、条例のあり方も見直していつたらどうかというようない今のところ考えている状況でございませ。

条例の作りについての税務課の見解とすれば、そんなことを考えているところでごい

ます。

(青木座長)

今、税務課長からご説明いただきましたけれども、少し補足をさせていただきます。

条例の作りについては、水本委員と堀越委員には前の検討の時からご一緒させていただいており、前回は注文を出しているところです。

特に何か影響があるというものではないんですけども、政策等の等って何ですかと、前回は大分これをやったわけですが、一本の条例の中にいろいろなものを入れてあるので、何か途中で工夫をしたくなったり、あるいはその政策の変更によって変える場合でも、まとめて全部が一本の条例になってしまっているのが分かりにくいし、変更もしにくいし、ということがありますので、前回の報告書にも我々、実はこの注文は書いてありました。それを改めて言っているというだけの話だと思ってください。

本来、我々が言うよりも議会の先生方が言う話なのかなという気もするんですけども、一応、税制研究会とすれば、分けたほうがいいし、いろいろとこれから子育て政策なり何なり充実させていく上でも、こうやって既にある条例の中に含まれてしまうとなかなか考えにくいんだろうなというところで、この意見が出てきたと思ってください。本日は特にこれでは何かするつもりはございません。

共通よりも下のところについては、前回、堀越委員のみご出席いただきまして、水本委員もご欠席でしたので少しご説明をさせていただきたいと思いますが、資料1の創業の中小法人とNPO、それと母子家庭と障がい者、大きなくくりとすると、大枠で分けるとこの2つぐらいに分かれます。

創業の中小の方とNPOの方ですけども、担当課の方のご希望、ご意見からすると、減税規模を拡大したいということで、そこの「担当課の意見」というところに書いてありますように、3案提示という形をされていらっしゃいました。5年間、現時点、現状が後ほどご説明あるかと思いますが、3年間全額減税をした後で4年目、5年目は通減をしていく、減税額が通減をしていくということを現状やっているわけですけども、これを5年に拡大していきたい、あるいはさらに拡大をしていきたいという年数の延長です。これのご提案を前回いただいたところです。

それに対して、右の方にありますように、そのご提案の根拠なり、資料なりはどうなっていますかというようなことがまず出てきたのと、ここでは少し右側のところ、主な論点のところ、委員の意見と担当課のご意見とが混ざっているかという気もしますが、そこに書いてありますように、この減税の申請を忘れた場合にも、遡及的に申請が出せるようにしようということをお認めるかどうかということで、これは堀越委員からも確かご意見を頂戴したところだったと思います。

それともう一つの論点として、今日、この点をご審議いただきますけれども、いわゆる法人事業者の法人成りをこの対象に加えるのかどうなのかということの可否について、ご提案がなされたということです。

もう一つ、3番目、これがちょっとなかなかややこしいというか、考え方が難しいところかと思いますが、沼尾委員の方から出たのが、そこに書いてありますように、開業率を目標にするということになると、どうしても新規の方に目が向いてしまうんだけれども、やはり既存の企業を大事に育てていくという方策もあるのではないかとご意見がありまして、この辺についてもどうやって報告書に盛り込んでいくのかというところが今回、またご意見を頂戴したいところでございます。後でこの辺はまた細かくご説明があると思います。

もう一つの論点がNPOですが、こちらは前回は、NPO自体がなかなか取り組むと

奥深いといえますか、いろいろなものがあり過ぎてよく分からないというところが正直いとうありますので、これは横並びといえますか、こちらは継続という形で担当事業課の方からはご提案を頂いているということになります。特に減税の拡大ということではございません。

その下の二つですが、一つは母子家庭、もう一つが障がい者ということで、このうち障がい者については、ご存知のように、やはり国の制度ですとか、それこそ罰則も含めてありますので、現行制度を継続でいかなものかということだったわけです。

母子家庭についてはやはり、これから子育て政策を充実していきましょう、日本全国もそうですし、長野県もそういうことをおっしゃっているようなので、そういう中で減税を拡大しましょうかというご提案をされたところですが、ただ、これについてやはり、あまりにも申請件数といえますか、適用件数が現状少ないものですから、このまま減税額を拡大してもどうなんですかと。もう少し有効な何か、金額的にいえば小さいんですけども、もう少し有効な使いみちもあるのではないのでしょうか、あるいは、拡大をするのであれば、その裏打ちとなるような効果の予測を聞かせていただけないでしょうかということ、前回、注文を出させていただいて、今回、そのお答えがどうなるかということになっております。

これが前回の論点ですけれども、堀越委員、何か補足していただけたところはございますか。

(堀越委員)

結構です。

(青木座長)

それでは今回からご参加いただいた水本委員と小林委員、以上のようなところですが、よろしいでしょうか。では担当課からのご説明に入らせていただきたいと思います。

それでは、まず中小法人の創業支援の扱いでございます。前回、減税の規模の拡大をご提案いただいておりますので、減税の拡大による効果を中心にして、どのような、今、目論見をされているのかということ、前回の延長線上でご説明をいただければと思います。それではお願いいたします。

(林産業立地・経営支援課長)

産業立地・経営支援課長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料に基づいて、今の論点のところ、整理しながらご説明したいと思います。着座にてご説明申し上げます。

まず資料2-1をご覧ください。減税額の試算がどのようにされているのか、現行とこの5年全額免除にした場合と、どうなるかということで、裏面をご覧くださいと思います。資料2-1の裏面です。

まず減収額の推計をいたしました。現行制度が上の表でございます。3年間全額免除をいたしまして、4年目3分の2、5年目3分の1という減免で、6年目から通常に戻すという形をとっております。

これを5年間全額免除した場合ですが、それぞれ設立年度がずれてまいりますので、例えば平成28年設立であれば29年から減税が発生するわけですが、現行はご覧のような、3年3期を経て徐々に減らすというようなところを延ばすという形をとりますので、28・29・30年と、こういったような形でいきますと、総額で差し引きしますと1,967万円、約2,000万円ぐらいの効果があります。これは伸びしろ、当然、制度を拡充しますと開業率も増え

るだろうというようなこともございまして、平成26年度、昨年度の実績で、大体2.4%ぐらいは伸びるのではないかとということで想定しまして、企業数を掛けて率を出してございます。このような効果があるということでもあります。

そして、その効果は適正かという次の論点になりますが、県内の新設法人の推移というのがございますが、リーマンショック以降、震災を経て、現在、徐々に回復しております。設立数も回復しつつありまして、この流れを着実にしていきたいということがございます。

そして一方で、ちょっと今日、この資料だけではちょっと把握できないものですから、もう1枚、今、これからお配りしますが、開業率と廃業率というのを調べてまいりました。長野県は、開業率・廃業率ともに大変苦戦を、苦戦といいますか、開業が低く廃業が高いというのを、これ実は雇用統計の年報からデータを持っております。分母が県内の雇用保険適用事業所、分子がその年に新しく設立された適用事業所という形ですので、新たに労働者を雇用した事業所が幾つあるかということで比率を見てまいります。

そうしますと、実は統計があります平成13年、これ実はもっと前から調べた方がいいと思うんですが、おそらくバブル崩壊以降、大変長野県企業は苦しんできました。そして廃業が多く続き、開業が少なかったということが分かると思います。それがようやく去年になって開業率が逆転し、開業率の方が、若干ですけれども上回ることができました。これは長野県が非常に象徴的だったと思うんですが、バブル崩壊以降、それからリーマンショック等を経て企業の皆さんがご苦労されてきて、開業もままならなかったところだと思います。せっかく逆転したということで、この流れを着実にしたいと。

もう一つ、今ここで課題があるのは、全国の開業率と比べますと、まだまだ開きがあります。長野県はずっと昨年まで47位ということで定着していましたが、今、37位に、やっと少し上がったところではありますが、これを着実な流れにしていきたいということで、今回の制度改正をお願いしたところでございます。

またこの企業数の把握につきましては、こういったデータを参考にするしかありませんけれども、着実に伸ばしていきたいということで、2014年、去年ですね、設立されたのが、法人設立数は975件、そして認定企業数は126件というのを数値として把握してございます。

また、遡って支援するのかと、還付するのかということでございますが、資料2-1のところでございますが、決められた期間内に申請した事業者との均衡、他の制度との均衡から遡りの還付はなじまないのではないかと、事業課としては整理をさせていただきました。

それから、法人成りを認定するのかということでございますが、実は一律の判断でやることは非常に難しいということがよく分かりました。個人事業から法人成りするときにごういった資産を、あるいは財産を引き継ぐのか。それによっては実績がかなりある方、ない方、あろうかと思えます。その辺の判断が非常に一律には難しいのかなといったことがございます。

事業が成長して基盤が安定してから法人成りするという場合もありますし、その辺の扱いをどうするかというのを、もう少し制度的には議論しておかないといけないかなと受けとめております。

それから信州ならではの育成事業、どんなことをしているのかということですが、この開業率を少しでも上げるために、資料2-2以下、ちょっとたくさん事業を書き込んだ資料がございまして、資料2-2に5か年計画及びものづくり産業振興プランに基づいて施策を展開しておると書いてございますけれども、事業承継、支援について、開業率を少しでも上げていきたいということ。そして日本一創業しやすい県づくりといったことで、創業ステージ、スタートアップから成長期に至るまでさまざまな支援体制とか、それから相談窓口、創業教育、そして後継者バンク等で廃業率を逆に下げるという取組、そして金融、

税制、技術支援、こういったところを展開しておるところでございます。

資料2-3につきましては振興プラン、こちらも同じ、それをプランに書いたものがございますので、重点プロジェクトとして創業サポートの強化ということも謳いながら、私も政策を進めているという状況でございます。

それから、設立から年数が経過するにつれ減税額が大きくなるはずと、当然のことながらそういったことも期待できますけれども、企業数が伸びればそういったことも大きくなるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、その成果を、この開業率を少しでも上げていく、この地方創生の期間については、もう少し重点的に取り組ませていただきたいというのが私どもの思いでございます。

なお最後に、先ほど条例を2つに、目的によって条例を分けたらどうかという議論がありました。私も企業をサポートしている立場から申し上げますと、できれば利用者は同じ企業でございますので、幾つもの制度があるというのはなかなか、そこへたどりつくまでになかなか大変でございますので、インセンティブを受ける企業から見て分かりやすい方が、縦割りでそれぞれの看板を立てていくやり方もありますけれども、私どもとすれば、企業の皆さん、事業税に関してはこれを見ればいいんだと、県にはこういったサポート策、誘導策があるんだということで、何か中に分かりやすく節で設けていただくという方法もあるのではないかとということで、そんなお話もいただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(青木座長)

ありがとうございます。それではシナリオといいますか、予定ではここでNPOの方のご説明もいただくような形になっているんですが、一つ一つ整理をしてしまったほうがよろしいのかなということがありますので、ちょっと分けてやりたいと思います。扱いも今回の場合には減税の拡大ですので、ちょっと慎重にやらないといけないことを考えております。

今、ご説明いただきましたけれども、委員の方からまずは資料が十分なのか、あるいは今のご説明は説得力があるか等、ご質問をお出しいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。何なりとご自由に。

(堀越委員)

堀越です。何点かあるんですけども、まず1点目といたしまして、今の最後に話がありました、この減税を細分化するというか何というか、そのことなんですけれども。

現在、創業等応援減税ということで括弧に入っていますよね。この「等」というのが雇用をというふうに私は解釈しております。

ですので、企業側から見て分かりやすくということであるならば、創業雇用応援減税というような文言に換えられると、これでさらに企業の方とする分かりやすくなるのではないかなと思いますので、ご検討ください。

それから創業支援の件なんですけれども、ちょっと資料2-1のところを確認させていただきたいんですが、2014年の法人設立件数が975件で認定企業数が126件というのは、この認定企業数というのは該当した企業ということでよろしいんですか。

(林産業立地・経営支援課長)

申請のあった企業ということですよ。

(堀越委員)

申請があっても適用にならないところもありますが、申請イコール適用企業ということですか、はい、分かりました。

そうすると、法人設立数の約22%が黒字法人で、そのうちの126件が適用したということですか、ということでもいいんですね。

(林産業立地・経営支援課長)

赤字比率はこれ全体像ですので、創業者ばかりのところではありませんけれども、類推すると、大体黒字のところは申請しているのではないかと思っておりますが、漏れもあるかもしれません。

(事務局)

すみません、事務局から説明させていただきます。創業認定というのはまず、創業支援を受ける、税の減税を受ける企業であるかどうかということで創業認定がなされます。ですので、赤字か黒字か関係なく、創業のあった年に認定を受けます。そうしますと126社の方が今後、減税を受ける権利をお持ちになるということになります。このうち赤字の方たちは創業減税を受けられませんので、事業税は発生しませんので、126件のうちどのくらいが減税措置を受けられたかという、おおよそ10社から15社ぐらいと。

(堀越委員)

そういうことであるならば理解できますので、分かりました。この件はそういったことですね。

それから、先ほどの法人成りの件なんですけれども、ここにもありました一律の認定は現状では難しいということで、その件につきましては、ちょっと私、理解できなかったんですが、いずれにしても法人成りは今回は外すということだと思うんです。

先ほどから説明がありましたが、随分、開業率を上げていくということに重点を置いてというような趣旨に捉えてしまうんですね、私の方にしてみますと。そうしますと、その開業率というのが、これは法人だけではなくて、個人の開業率ということも視点に置いていかなければいけないのではないかと私は思っております。

ということは、法人成りを外すのであるならば、個人事業税版もこの制度として適用していく検討が必要なのではないかと思っております。

(青木座長)

今のところについて、事業課のご意見はいかがでしょうか。

(林産業立地・経営支援課長)

私ども、実は個人の開業率というのを把握することが非常に難しい段階でおります。おっしゃっているところはよく分かりますが、個人の事業というのは非常に多岐に亘っておるものですから、その中での制度設計がうまくいくか、あと手続的なものができるかというところはちょっと十分に検討させていただかないといけないかなと思っております。

実はある程度成長、個人で成功して、支援策がそこで、法人成りのときに本当に必要かという議論はもう少し研究させていただきたいということで、私、考えております。今の段階では、もう一步踏み込むことは難しいと。

(堀越委員)

よろしいでしょうか。法人成りを含めてほしいという要望は、前回のときもこちらから

出ささせていただいている事項なんです。ですので、この3年間にそういったことを十分審議していただいたかどうかというところも疑問ですし、ここでまた、そのことを検討させていただきたいということが、実際に本当にやっていただく機会があるのかどうか、そういったところが、ただ単に先延ばしされているような気がしてしょうがないんですけども、どんなでしょうか。

(青木座長)

これ前回の報告書には入っていましたよね。前回のとき、このご意見をお出しになったのは私も記憶しておりまして、報告書の中に確か盛り込んだような気が・・・

(林産業立地・経営支援課長)

さまざまなケースが実はございまして、ある程度、もう収益を上げて安定しているところで減税をかけるタイミングなのかどうか、法人成りというステップが、そのところがちょっと整理が実は難しくなっております、研究はもちろんしておりますけれども、結論がちょっと今、出せない状態にあります。

(堀越委員)

ですので、その件につきましては、今後また研究をしていただくということでいいんですけども、そこに含めまして、今、申し上げましたように、個人も多岐には亘りますけれども、他の政策減税で個人事業主も対象になっているものもありますので、そういったことから、この創業支援についても、個人事業主も含めるところでの検討をしていく必要があるかなと私は思っております。

(青木座長)

ありがとうございます。これ少し新たな論点のように思われますので、税務課長、何か確認できませんか。前回、入っていない・・・

(林税務課長)

前回の報告書を見ているんですが、法人成りを対象にすべきだというご提言は報告書には入っておりません。

(青木座長)

審議で出た記憶はしているんですけども。

(林税務課長)

ええ、それは残っております。

(青木座長)

いかがでしょう、では改めてですけども。今回どう盛り込むかということで、委員の先生方いかがでしょうか。小林委員さん、お願いいたします。

(小林委員)

一つ質問ですが、2014年の法人設立件数975件、認定企業数126件ということは、この差額というのは法人成りにしたから要件に当てはまらなかった企業が大半と理解してよろしいのでしょうか。

と申しますのは、普通、創業する場合、個人でまず事業を起こす中で、見込みが立つときには法人設立というケースが非常に多いんです。ですから、法人成り、もしくは個人での創業、それはどちらかで応援してあげないと非常に、いきなり創業する法人だけを支援するという形になってしまうので、制度としてはちょっと片手落ちではないかなという気はいたします。

(林産業立地・経営支援課長)

法人設立する場合に、当然、個人から法人成りというのはもちろん多うございますし、もう一つは、もう、あらかじめかなりの赤字が続くということが分かっているところで、申請しなかったという事例もあろうかと思えます。そんなところは、ご意見はよく踏まえながらちょっと考えてみたいと思えます。

(青木座長)

はい。小林委員も堀越委員のご意見に基本的にはご賛同の方向ということで、今、お伺いいたしました。水本委員、いかがでしょうか。

(水本委員)

私も全く同じでございまして、やっぱり創業支援ということになりますと、法人だけじゃなくて、やっぱり、林課長がおっしゃったように、個人のところから、個人営業から大きくなっていくというステップを踏むところが多いと思えます。確かにつかみづらいところはあるでしょうけれども、ぜひ個人の開業にも目を向けて、それもある程度やっていただくのが、開業率を上げればよいということであれば、そういうことではないかと思えます。

いずれにしろ、この税制の対象は事業税なものですから、赤字法人が、長野県の場合、もう8割近く赤字になって、対象が本当に2割ほどしかない中で、ぜひこれについては継続してもらいたいんですけども、あまり時間をかけても意味がないかなというような気もしております。

(青木座長)

ありがとうございます。今のこの点については、報告書の中では前向きな話で検討し、今、すぐここで答えられるものではありませんけれども、個人事業の創業というところを忘れてはいけないというところは明記をさせていただきながら、その制度の工夫をしていただきたいということを申し入れたいと思っております。

それ以外のところいかがでしょうか、ご提案からすると、もうズバッと、今、ちょっと時間の節約で、次のこともありますので、それでは小林委員、お願いいたします。

(小林委員)

すみません、初めて参加するので、ちょっと今までの議論の繰り返しになってしまうかもしれませんが、そもそも開業率を上げるのに、この減税は効果があるのでしょうか。私はないと思うんです。減税措置があるから創業を早めにするとか、長野県でやるという効果はほとんど私はないと思えます。創業する方のインセンティブには。

ただ、創業した後、軌道に乗り始めて利益が出てきたときに、この減税があるということはそれなりに意義があるので、この減税自体の意義は認めますけれども、開業率を上げるために減税をするというのは、あまり効果がないような気がしております。

ですから、ここでまた期間を延ばすというお話もありますが、果たして延ばすことで、

今度は赤字の企業、これだけ多い中で、どれだけ効果があるのかなというのをよく見た上で、検討を進められるのがいいのではないかなと思っております。

(青木座長)

ご担当課、いかがでしょうか、今のご意見に。

(林産業立地・経営支援課長)

私ども先ほど資料2-2で、ヒト・モノ・カネ、それぞれのところでご支援しなければいけなくて、行政ができる支援策というのが、低利融資だとか、創業者向けの。それから補助金、技術的なサポート、そしてあと税制面ですね。事業者の方が収益を上げた中での減免を少しフォローすると。このくらいしか実はメニューがない中での、自治体としての精いっぱいインセンティブだと思っております。

確かにこれだけで開業率が上がるとは私どもも考えておりませんが、自治体としての創業の追い風になるような意思を示すというのが、一つの政策かもしれません。そこはちょっと、効果的なところを他と一緒にやらないといけないなと受けとめております。

(青木座長)

水本委員、お願いいたします。

(水本委員)

1回目、ちょっと欠席したんですけれども、そのときの記録をいただいております。前回、本当によく、皆さんご意見を言っていたという感想を持っております。

そのときに沼尾委員さんから少し減税の、減税支援が戦略として効果を持つかどうかといったようなお話もございました。それにつきましては、私個人は、この制度についてはぜひ残してもらいたい制度だと思いますけれども、創業だけじゃなくて従来の、今ある企業の支援を県の方ではかなり力を入れてやっておりますし、5か年計画を見てもそのようになっていますので、両方あわせて、引き続きお願いしたいなと思っています。

(青木座長)

それでは少し論点を絞らせていただきます。担当課の方からご提案いただいている点ですが、この点については、小林委員からは、少なくとも開業率という、その限りではあまり意味がないんじゃないかというご意見をいただいておりますけれども、残るお二人の委員さんはいかがでしょうか。

ちょっと私も、効果の測定を、何を見てやるかにもよるんですけれども、今、資料として出されているのがあまりにも、減税額が増えるという見込みだけが出ておまして。2,000万円増える、まあ増えるのはいいんですが、少なくとも、このところの見積りのバックデータみたいなものがあるんでしょうか。先ほどのご説明では、開業率が2.7%増えた計算でしょうか。増えた上での数字というふうに考えてよろしいんでしょうか。

というのは、現行制度でやったときと5年延長したときと数字が、最初の5年ぐらいは全部同じなんです。これだったら延長する意味がないんじゃないかと思ってしまうのが普通かなと思うんですが、当然、そういうふうに考えて。延長しても同じ数字ですか、何ですか、だったらやらなくてもいいんじゃないでしょうか、ということになるんですが、この辺、いかがなんでしょう。

もう一つ申し上げますと、まだ我々は一応、委員の先生方も含めて専門家なので、何とな

くこの数字を推測しながら見るんですが、この研究会は基本的に県民の皆さんに公開でやっていますので、県民の皆さんに資料も含めて、全部、公開しながらご説明をしていただいているということになりますので、そこからすると、これ、県民の方が見ても誰も分からない数字というか、資料になってしまうんですね。ですからこの資料で、では今までのを継続しましょう、さらにやっぱり5年延長しましょうとなると、誰が賛成できるのかなと。ちょっと厳しい言い方をすると、そういうことになるかと思うんですが、もう少し何かご丁寧にご説明、もしくは説得していただけるとありがたいんですが。

まずはこの数字の意味を教えてください。どういう基礎で計算されているのでしょうか。

(林産業立地・経営支援課長)

創業認定件数の推計でございますが、平成25年から26年の伸び率で27年以降を足し上げて伸ばしていております。それをもとにして、例えば平成26年が126件、27年129件、28年が132件というように、少しずつですが増やして、伸びしろをつけていっているんですが、金額への波及はそれほど大きくはないものですから、ご覧のようなイメージになっております。

(青木座長)

ですと、これ今、一番お聞きしたいのは、これ現行制度と5年延長したときと同じ数字になっているんですが、全くこれは効果がないとおっしゃっているようなものなんですけれども、どうして同じ数字になってしまうんですか、これ。

(林産業立地・経営支援課長)

確かに、3年目まではほぼ同じ数字となっております。

(青木座長)

ということは、申請件数というか、創業件数が増えないということですか、5年に延ばしても。これまさに小林委員がおっしゃっていたこととかぶるんですが、効果がないと。

(林産業立地・経営支援課長)

少しずつですが、申請件数を増やしながら積み上げて計算をしております。

(青木座長)

ただ数字が同じということは、5年延長しても開業率が上がらないという話なんですね。この数字だとさすがに・・・

(林産業立地・経営支援課長)

申請がどれだけ伸びてくるかは実は考慮して計算しておりませんので、申し訳ありません。そのところの推計が困難だったものですから。

(青木座長)

すみません、僭越ながらですが、ご担当の方に申し上げるのは僭越なんですが、一番、やっぱりこれ肝の部分ですので、当然ですけれども。制度改正して、減税を延長する、縮小する、どちらにしる、それによって何がどう変わるんでしょうかという肝の部分なので、ここが同じとなると、さすがに我々、県民の方に対しても、議会の方に対しても、当然ですが、これ賛意をあらわすことができないと、もう一言で申し上げるとそうになってしまい

ますので。

このところ何か追加で、今日ご説明いただけるのであればお願いできますか。

(林産業立地・経営支援課長)

申し訳ありません。開業率を伸ばしていくということで、期待値を少しでも上げていくしかないというのが、今の私どもの立場でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。そうすると、小林委員のおっしゃられる、あるいは前回、沼尾委員がおっしゃったのはまさにそのとおりだと思うんですが、開業率だけで計っていいのかということなんです。何を持ってその効果として計るのかと。いろいろ担当部局もご苦労されなくてはいけないかなと思うんです。出すのはなかなか難しいことだとよくよく分かるんですが。

その上でその効果なり、延長したときの効果、今やっていることの実績の証明をしていただきたいなというのがありますが。

ほかのお二人の委員さん、いかがでしょうか、ご意見、何かいただけますと、今、ちょっと小林委員と私の意見を先に申し上げてしまいましたが、お願いいたします。

(堀越委員)

基本的な質問で大変申し訳ないんですが、そもそも、この制度の立法趣旨というのは、今、いろいろお話を伺っている中で、開業率を確実に上げていくためという趣旨からこの制度ができていくというように聞こえるんですけれども、それでよろしいんですか。

(林産業立地・経営支援課長)

開業率は結果的に出るものでございますので、創業時のサポートをきちんとして企業の成長につなげていくというのが、着実な成長につなげていくのが応援ですので、趣旨は企業の皆様の応援ということになります。

で、結果的に開業率が上がっていき、廃業のほうは逆にストップがかかれば、県内の経済にも資するというように考えております。

(堀越委員)

そういう趣旨であるならば、創業をした事業者、企業に応援をするという立場でのこの制度ですから、あまり開業率がどうのこうのということを書いてしまうと、ではその分のインセンティブがどうなんだという話になってしまうので、そここのところの立法趣旨をしっかりともう一度認識した上で、これがどうなのかということを検討すべきだと思います。

(青木座長)

はい、正論かなというように思いますが、水本委員、いかがでしょうか。

(水本委員)

確かに今の議論を見ていると、今の現行制度でも平成26年度は開業率が上がっているわけですね。そうすると、5年に延ばす前に既に開業率が上がっているものから、既存の制度でもいいんじゃないのかという意見は当然出てくると思いますし、さっき言ったように、開業率が上がらずに、この2年間延ばしただけで、5年まで2年間延ばしただけで2,000万円近く、年1,000万円ぐらいの補正になるものから、これが大きいのか小

さいのかという議論はありますけれども、私は制度自体、これはもう非常にいい制度だと思っておりますけれども、それが従来どおり3年減免の5年まででいいのか、あるいは5年みんな全部減免にするかといったこととなりますと、ウーンというちょっと疑問が出ます。

いずれにしろ、この減税でどのくらい効果が出るかというのが一番のキーになると思います。

(青木座長)

ありがとうございます。今、まさに幾つか、中核の部分めぐって幾つかの、違った側面からのご意見をいただいております、総合をいたしますと、この制度自体の意味は認めるので、先ほど水本委員もおっしゃっていたように、存続するというのを否定するところでは全くありません。ただ、やはりこれを今後どうしていくかということについていきますと、今、少なくとも本日出されている資料ですと、なかなか我々が賛成をできるだけのデータがない。

このデータについても、我々の方から敢えてご意見を申し上げるとすると、単純に、もちろん今日出ていたような減税額の推移では全然問題にも入れないわけですが、今、議論があったように、開業率で行くのか、それとも今まで適用されている企業がどういう経営状態にあるのかみたいなものが一番必要なデータかなと思うわけです。これが、今、課長の方で、開業率は後からついてくるんですというようなことまでご発言されたので、さすがにちょっとそれだと、では開業率というのはそもそも何ですかという話になってしまうんですが、政策と開業率との関係性は何なんですかという話になってしまうんですが。

今、我々のほうから申し上げているように、開業率、これももちろん一つの重要なメルクマールというのか、目標にはなるかと思いますが、それだけではなくて、ではいかに開業後に役に立っているか、このデータも欲しいなど。それをもってさらに、では拡充すればこうなりますよというようなデータがぜひ欲しいなというところを、我々とするをお願いをしますけれども、我々の任とすると、この辺で取りまとめをしておかなければいけませんので、この先については私はちょっと余計な発言を今しております。

もし本当におやりになりたいのであれば、今のように、ここでいい意見が出ておりますので、ぜひ開業率プラス経営の支援としてどのくらいの効果があって、企業の側もどれくらいこの制度を求めている、さらに拡充を求めている声がどれくらいあって、どういう意味で求めているのかというようなところをしっかりと資料をお作りになった上で、県庁の中でご検討されるのであれば、考えられることもあるのかなと思います。

我々現時点からしますと、大変残念ではありますけれども、少なくとも5年間の拡大についてのやはり賛意を示すに至るデータがないという方向で取りまとめざるを得ないと思っておりますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

ですから、それでももちろん税制研究会としての報告書ということになりますので、この先、おやりになりたいければ、つい余計なことを申し上げましたけれども、やはりそのあたりのデータをしっかりとられた上で県庁の中でまたご検討いただければ、我々の意見を出したときよりも、もっといいご提案ができるかなと思いますので、その点のアドバイスと申し上げますか、僭越ですが、申し上げた上でこの点、取りまとめ報告とさせていただきたいと思っております。

それでは2番目の件にいきたいと思います。NPOです。まずは簡単に、県民協働課長の方からご説明をお願いいたします。

(高田県民協働課長)

県民協働課長の高田真由美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説

明させていただきます。

資料1のところにもございますけれども、私どもNPO法人にかかる創業等応援減税につきましては、今、ご議論いただきました中小法人に倣いたいというのが担当課の意見ということでございます。

それはNPO法人、いろいろございますけれども、今回の法人事業税の創業応援減税の対象になるのは、中小企業と同様に事業を行って地域の経済や雇用を担っている法人ということでございますので、法人格の違いにかかわらず、同じような扱いをしていただきたいということで、お願いをしております。

それと本日、会議資料ということで出させていただいておりますのは資料3になりますけれども、今回の改正で現行のとおり減税をした場合と、それから今ご議論がありました5年間全額で拡充をした場合の減税額、あくまでもこれは、この前もご指摘がありましたが、机上の試算ということでやらせていただいております。

それで法人数につきましては、前回資料でも若干説明しましたが、24年度ですと新設が57、25年度ですと49、それから26年度ですと39というような感じで、今、NPO法人の新設自体は結構数が少なくなりつつございまして、その中で実際に法人事業税の課税の対象となって減税の適用を受けているのが、今までの傾向からすると、おおよそ4法人ということですので、それが3年であろうと5年であろうと4法人のままということですので、それから減税額につきましても、これまで課税免除を受けたものの法人の実績から推計したもので、こちらの方の資料を載せていただいているということでございます。説明は以上でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。今、ご説明いただきまして、ちょっとすみません、私も1点だけ忘却をしております、大変失礼をいたしました。

ちょうど今の資料の注3のところに書いてあるんですけども、税理士の先生ですとよくよくご存知かと思えます。来年度、税制改正なんですけど、国税化されておりました地方法人特別税が県に返されると、その制度が廃止になりますので、平成29年度から、今まで国税化していたものが県に戻ってまいります。ですので、自ずと事業税の部分が増えますので、減税効果は上がるというようにお考えをいただいて結構です。

この辺、何か税務課の方からご説明がありますか。

(林税務課長)

今、青木座長からご説明があったとおりでございます、消費税が10%になる29年の4月に、今、国税化されております、事業税が国税化されておるのが20年から始まっているんですけど、地方法人特別税というのが廃止になりまして、県の事業税の方に戻ってくるという扱いでございます。これの効果は、法人事業税が現状の約1.4倍ぐらいになるのかなと見ておるところでございます。

利益が出る法人であれば、今回の政策減税での効果もやっぱり1.4倍ぐらいになるとお考えいただければいいのかなと思います。

(青木座長)

ありがとうございます。ですので、制度を変えなくても0.4倍分ぐらいは減税効果が上がって、インセンティブはやや高まるというようにお考えをいただいて結構でございます。

その上でNPOです。設立件数からいきますと、約1割ぐらいが適用を受けていらっしゃるということで、なかなか、NPOですので事業税が黒字というのはなかなか難しいか

なというように思ったりもするわけですが。

中小法人と横並びということですので、報告書の取りまとめからしますと、現行制度の継続ということになるかと思えますけれども、いかがでしょうか。この点はよろしいでしょうか。

(異議なし)

(青木座長)

それではご異論はないということで、NPOについてはこの方向で報告書の取りまとめをさせていただきたいと思えます。

それでは、前回もかなりいろいろなご意見を賜ったところですが、母子家庭と障がい者についてご審議いただきたいと思えます。

それではまず、母子家庭のほうからご説明をお願いいたします。前回は、先ほど申し上げたように政策の効果、なかなか申請件数が上がっていかないものですから、減税額を拡大するのは別にやぶさかではないんですけれども、拡大したところでどのくらい効果があるんでしょうかというのが心配になったところがございます。

それでは、ご説明をお願いいたします。

(佐藤こども・家庭課長)

こども・家庭課長の佐藤尚子でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、座って失礼いたします。

前回、非常に熱心にご議論いただきまして、当課といたしましてももう一回改めて基本に立ち戻って、母子家庭の母の雇用を進めたい、そういった本当の趣旨に則って、この減税について改めてもう一回考えてみたいと思ったところがございます。

資料4-1ですが、現状と課題にありますとおり、母子家庭はやはり非正規の職員が多いこととか、所得水準が低いというような状況、詳細は参考資料1に記載してありますので、またご覧いただければと思えます。こういったような状況から抜け出して自立していくためには、より有利な条件での就業というのが一つの大きな解決策であろうと考えているところがございます。

これにつきまして、県といたしまして、そこにありますような就業支援に関する施策を行なっているところです。

その①、②につきましては、求職者、直接そういったお母さんたち等への支援という部分で、③が今回ご議論いただいております減税です。雇用促進のための減税という形で、違った視点での施策かなと思っているところがございます。

就業面でさまざまな問題を抱えている母子家庭の母に対しまして、支援施策につきましても多面的な手法によって実施していくことは非常に効果的であると考えております。この当該政策減税につきましては、他の福祉的な施策と異なりまして、違った方向からの支援策ということで重要な位置づけにあると考えておりまして、ぜひ継続をお願いしたいと考えているところがございます。

その上で、次の裏面のページの方へお願ひしたいと思うんですけれども、就業支援施策としての位置づけはそこにあるとおりですが、最後から2行目のところに「また」とありますとおり、母子家庭の母等のより有利で安定した就業を支援する、そういった観点から対象が利益法人等に限られる減税という手段による働きかけというのは非常に効果的のかなと、そういった点からもぜひ継続していただきたいと思っております。

利用実績ですけれども、本当に申し訳ございませんが、あまり伸びていない状況にごさ

います。私どもといたしましては、周知が不十分であるというところに課題があると思っ
ているところでございます。

今回、前回の1回目の会議の終了後に、改めて25年度以降に当該減税制度を利用して
いただきました17の法人に対しましてアンケート調査を実施いたしました。10の法人から回
答をいただいております。ちょっと資料としてお出しするには数が少ないものですか
らお配りはしていないんですけれども、10の法人のうち、8つの法人が、当該政策減税につ
いて、機会があればまた利用したいとの回答をいただいております。また、自由記載欄に
は、「ひとり親家庭の親は、休みが多くなったり働ける時間が限られていたり、企業にとっ
ては不都合が多いので、減税制度があれば雇用の後押しになると思うので、制度の継続を
希望します。」というようなことを記入していただいた企業もございました。私どもといた
しましても、改めてこの制度の良さを感じたところでございます。

先ほど申しましたとおり、本当に周知不足というところを非常に反省しているところ
でございまして、今回も、先ほどの利用法人に対するアンケートにおきましても、ハロー
ワークと連携した周知が有効じゃないかというようなことも、そのアンケートの中で言っ
ていただいたところでございます。

そうしたご意見も踏まえまして、その下の四角の部分ですけれども、ハローワークへの
周知は徹底してまいりたいと思っております。実際、長野労働局さんの方に相談させて
いただいたところ、チラシやリーフレット等の整備を行えばご協力いただける、というよ
うな旨の回答もいただいているところでございます。

また県の就業支援員が県下各地で5人ほどおりますけれども、就業支援員が事業所訪問
時あるいは紹介状を本人が持っていくような場合にチラシを同封するなど徹底してまいり
たいというようなこと、それから、対象となった母子家庭の母等の情報は、この減税の申
請時の添付書類になっておりますので、個人情報の提出についての同意書を本人が企業に
出さなければいけないということもありますので、母子家庭の母等に対しましてもこうい
ったことの周知もしていく必要があると思っております。

前回、減税上限額を30万から60万円へ倍増という提案をさせていただいたところでご
ざいますが、そのときに効果というのはどのように考えたらいいのかというようなご意見
をいただきました。件数が少ないものですから、実際にどのくらいの効果があるかという
のは本当に推計に過ぎない話で、法人事業税額の按分みたいな形でも、正直なところ、
減税額が30万から60万円になっても、企業そのものについてはカバー率は10%いくか
いかないかといった程度の効果に留まるというように私どもは推計しているところでござ
います。

それからもう一つ、ご議論の中で、単純に減税上限額を拡大するよりは、一人雇ったら
30万円、二人だったら60万円とか、そういったような形で改正した方が効果があるの
ではないかといったご提案もいただいたところでございます。

先ほどの減税利用法人へのアンケートにおきましても、雇用人数に応じた減税という
ような項目も一応作っておいたものですから、そういうものに対しては非常に好意的な結
果とはなっているんですけれども、一方で、申請や手続の簡略化を求める声が非常に多い
状況にあります。もし、この一人が30万円、二人が60万円というような制度にした場合
に、その申請手続をどのようにやっていくのか、より負担のかからない形でどのようにや
っていくのかというようなことも検討しないといけないのだろうなということを非常に強く
感じたところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、この母子家庭の母の就業を、雇用を進めたいという
点で申しますと、やはり何と申しましても周知して、まずはこの制度を使ってもら
うところから、改めて私どもやっつけていかなければいけないということを強く感じてお
りまし

て、そういったことをした上で、十分に数をそろえてというのも変ですけども、数が出てきたところで、本当にどうやったらその効果を上げていくのか、手続のことも含めていくのかということを検討していくということが、提案としては前回に比べて後退したように思われてしまうかもしれませんが、私どもとしては、やはり効果を上げていくためにはまずは周知をして、それから実際に数字を上げた上で具体的にきちんと分析して、検証して、改正が必要な部分は改正していくという、そういった手順をとらせていただきたいと今は考えているところでございます。

参考資料1のとおり、先ほど申しましたように、いろいろひとり親家庭の実態がござい
ます。また、参考資料2としまして、長野県のひとり親家庭実態調査結果概要というもの
をお付けしてございます。これは県独自で、この夏に児童扶養手当受給資格者に対して行
なったものでして、調査票を回収できたのが9,350世帯で、うち母子世帯が8,697世帯とい
うようなことで、非常に大規模に調査させていただきました。こんなところも、これから
先参考にしながら、子供の貧困というような大きな課題もございしますので、そういった中
で、ひとり親家庭の就業も含めて検討してまいりたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、減税制度につきましてはぜひ継続をお願いしたいと思っ
ておりますけれども、まずは周知徹底を図りまして、その上で改善が必要な部分をきちん
と課題整理いたしまして、またお願いしてまいりたいと思っているところでございます。
以上でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。この母子家庭については、前回どころか前の見直しの時から、
この税制研究会とすると、担当課よりもむしろ熱心にできるだけ効果を上げたい、上げて
あげたいと一緒になって考えてきたような経緯があります。

今回、今、こういう役所の世界では珍しく謙虚なご提案をいただきまして、大変に誠実
なご説明だったものですから余計にちょっと、今、こちらとしても心配になるような次第
で。

前回ご提案いただいたものを取り下げて継続というところで続けたいと。まずは足場固
めをと、まさに正しい姿勢を示していただいております、周知徹底を図りたいと。
課題も幾つもお出しになっていらっしゃいました。

一つだけご質問したいのは、やっぱり課題、その簡略化は大事だと思うんですけども、
減税申請の。これ何か解決策というのはおありにならないのか、おありにならないから今
回ちょっと先延ばしされたんでしょうか。いかがでしょうか。

(佐藤こども・家庭課長)

今現在は、一人とか二人とかにかかわらず、雇用したところで減税ということですので、
まあ面倒といっても、添付書類をつけて税務課に出していただければそれで済む形になっ
ているんですが、これが、ここの企業は今度2人目ですとか、3人目ですとか、そういつ
たことを今現在の税務課の方で整理していくことは非常に難しいと思っています。受け付
ける側として。

そういった場合に、では福祉事務所とかが絡んで、ここの企業は何人目の申請という証
明を出すとかとなっていくと、また入り口が二つになってしまったりとか、そこがうまく
機能できるのかといった整理が必要かなというようなこともあります。今現行の制度その
ものについて、要望としてはありますけれども、それよりもさらに制度を変えたときに、
そういう面倒が出てくるのかなというようなことをちょっと思ったところでございます。

(青木座長)

将来に向けてぜひこれ必要な点なので、少しだけご意見をいただきたいんですけども、税務課のほうは、何かこの点で申請受付は難しい、いろいろと課題がありますでしょうか。できれば報告書にちょっと書き込んで将来の課題にしたいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局)

今の現状では、まず母子家庭の母で、児童扶養手当を受給されているかどうかという証明書はつけていただくというようなことをやっています。そうしませんと、この方が本当に母子家庭の母なのかどうかというのが分からないので、個人情報を集めております。それは税務で減税する限りは致し方がない点だと思われれます。

その方が、果たして、何といたしましょうか、本当は前から雇用していたのに、一回解雇して再度雇用したというような、そういう抜け道をやっていないかどうかというような確認を、雇用保険の受給者の証明というようなものをいただいております。ですので、これも外せない点かなと思います。

ですので、今現在、税務課で受け付けている書類の中から簡略化で外せるような書類はありません。

(青木座長)

件数がたった9件なんですけれども、これが仮に、もしも倍になったとしてもせいぜい18件ぐらいでも、やっぱり相当その業務は大変ということのご認識ですか。

(税務課)

いえ、例えば書類をもっと簡略化するというようなになれば、逆に今度、事業所に調査に行かなくてはいけないというような点が出てきますので・・・

(青木座長)

すみません、多分誤解されているのは、簡略化というのは省略しろとっているわけではなくて、何か工夫できないかなという意味での手続の簡略化なんです。

できるだけやっぱり申請は楽なほうがいいに決まっているので、行政のほうは、当然ですけれども、チェックしないと抜け穴ができてしまうというのがある。これのバランスのとり方だろうと思うんですが、何かいい工夫がないのかなというのが専門家に教えていただきたいなと思っている部分なんですけれども。現状ではなかなか、すぐには思い浮かべられないですか。

ですので、今、整理したようなところで、ちょっとぜひこれは、この点については報告書に少し書き込みたいなと思いますけれども、当然抜け道ができれば困るわけですから、税金です。

ただ、他方ではやっぱり減税して効果を上げたい。特に子育てに力を入れるといたり、それこそ児童の貧困率が16.3%もあるような国で恥ずかしいわけですから、このところはぜひ改善していきたい。特に長野県としてやっていきたいとなると、このバランスをとっていくという部分の工夫をこれからぜひしていただきたいなというのは報告書に書き込んでいきます。

それ以外いかがでしょうか、委員の方々、何なりとご意見、ご質問を。

(小林委員)

これはパートタイマーの方は対象になるのでしょうか。

(佐藤こども・家庭課長)
対象にしております。

(小林委員)
対象になっていますか。

(佐藤こども・家庭課長)
雇用という場合には、常時雇用労働者に加えて、雇用保険の短時間労働被保険者、週20時間以上の反復更新で、1年を超えて雇用される見込みの者も含めてということでございます。

(小林委員)
含んでいればいいんですが、母子家庭の場合は、このパートタイマーを選ばれる方が非常に多いんです。要はお子さんの関係で残業は絶対したくないということがありますので、これ入ってればいいと思うんです。パートタイマーが対象に入っている割には非常に少ないんですね。

もう一つ、ハローワークを通じてというお話もありましたが、ハローワークでも、確か母子家庭を雇用した企業に報奨金を出すということがあるんですが、ハローワークはだめなんですね、パートタイマーは。

そこら辺、これをハローワークの方にも話をする中で、その適用条件が混乱しないようにちゃんと周知していただかないといけない部分かなと思っています。

(青木座長)
ありがとうございます。水本委員、お願いいたします。

(水本委員)
地方税制研究会の中でこんなことを言っているのかどうなのか分かりませんが、助成金という考え方はないんですか。というのは、次の障がい者のところでは、助成金としてのシミュレーションをやっているんですよ。

今、本当にこの母子家庭については大分増えてきていますし、実は私、今日、朝、母子家庭の方の就職のあっせんに行ってきたんですけども、そこで聞きますと、母子家庭のお母さんにつきましては、非常に、普通の人よりは、生活が非常にかかっているものですかからよくやってくれているというようなお話もちょっとありましたものですから。

本当に障がい者も大事なんですけれども、やっぱりこちらの問題もかなり深刻になってきていると思いますし、世の中の動きはそういうになっていますので、ちょっとそこら辺のご検討をいただけないかなと思うんですけども。

(佐藤こども・家庭課長)
ありがとうございます。実はアンケートをとった中でも、減税というよりは助成金のような仕組みができないかというような、問いかけ的なものなんですけれども、そういうようなご意見もあったところです。

まだ具体的にここでお答えできるようなものは何もございませんけれども、ちょっとそういったご意見、心に留めたいと思っております。

(青木座長)

ありがとうございます。堀越委員、お願いいたします。

(堀越委員)

税の実務を担当する立場から申し上げますと、実際に、やはりこの制度が周知されていないという感じは、非常に、もう肌で感じております。

(青木座長)

ありがとうございます。税理士の先生方に周知していただくときには、30万円よりも60万円のほうが、やっぱり目を引きますか。

(堀越委員)

それはもう、やはり今までの10万円から30万円に上がったということは大きいです。

(青木座長)

昔は10万円ですからね。たったのと言っていたんですけども。

(堀越委員)

でも、それが、やはり一人の雇用だけではなくて、雇用の人数も広げることによって、これだけのインセンティブがあるんだよというところはとても大きいと思います。

(青木座長)

ですよね。30万円より60万円あるから、皆さんちょっと声かけしましょうよというところなんです。

今、委員の、前回からもそうですが、前向きな発言しか出てこないものですから、当然ですけども、我々、社会として、やっぱりこの点を力を入れていきたいと思います。

ただ、今日の段階ですと、ご担当課の方から前回の提案を取り下げられていますので、ちょっと書きぶりは難しいんですけども。報告書の方では我々委員全員、専門部会も含めて前向きなので、今回、とりあえず倍増という話もあったし、倍増することによってその周知徹底、今、一番の課題になっている周知徹底、申請件数を増やす。こここのところ多少の改善効果は期待はできるけれども、とりあえず確証はできない、確証を持てるところまで行っていないので、担当課からのご提案のとおり30万円という現状の制度の、少なくとも継続は、我々とするとぜひやるべきだという報告をさせていただいて、ただ、これ、もう今、どの先生方もそうですけれども、今年、来年、再来年と非常に重要な政策課題になっていますので、水本委員からもお話のあったような助成金ですとか、補助金も含めて、やはり積極的に考える中で、この減税制度も、別に来年の条例改正でそのまま行ったからといって、次の年にまた変えていけないというルールはありませんので、できるだけ早くに、その助成金も含めて、減税も含めて総合的な母子家庭支援政策のパッケージでも作っていただいて、その中で改めて減税をご提案いただければ、我々も喜んでまた審議をさせていただきたいし、再度の条例改正に向けて動きたいということまで報告書に書いてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(青木座長)

かなり前向きな答弁で、相当前向きですが。その中で、やはり報告書の中でも、先ほどお伺いしましたけれども、できるだけ手続の簡素化、バランスをとりながら何ができるのか、どういうやり方ができるのか、マイナンバーが絡んでくると分かりませんが、何かができないかということは十分に、税務課も含めてご検討いただきたいということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(青木座長)

はい、それでは最後、障がい者のところになります。継続というご提案をいただいております。それではお願いします。

(酒井労働雇用課長)

労働雇用課長の酒井裕子と申します。よろしくお願ひいたします。私からは資料5の説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず資料5-1からお願いいたします。こちらの方は減税額の試算方法ということでございます。

まず、長野労働局が公表しております平成26年度の障がい者の就職件数をもとに障がい者の雇用事業所数を推計いたしまして、また、税務課の資料から試算した課税対象事業所の構成比と、1件あたりの減税額から減税要件に合致し申請すると思われる事業所数と減税額を、一番下になりますけれども、63件、705万1,938円と見込んだところでございます。

次に資料5-2をご覧ください。資料5-2につきましては、減税額に対する効果ということで、資料を作らせていただきました。

障がい者雇用の減税の目的というのは、あくまでも就職を希望する障がい者のための雇用の促進ですので、この資料では減収額に対する効果の適当性の判断材料とするため、平成26年度に実施しました他の障がい者雇用関連施策において、実際、就労に結びついた障がい者一人当たりにかかった事業費を算出して、減税制度の就職者一人当たりに対する減収額と比較したというものでございます。

しかし、減税制度につきましてはその上の3つ、例えばということでお出しした3つの事業なんですけれども、他の事業のように障がい者の就職に直接結びつけるような支援策とは違ひまして、いわば事業主の雇用意欲を後押しする制度ですので、この効果に対する減収額というのは、私どもといたしましては適当な金額ではないのかなと考えております。

次に資料5-3以下になるんですけれども、こちらは、それでは減税という手段が適正かということで資料をまとめさせていただきました。

前回のこちらの会議でもお話が出たんですけれども、障がい者雇用というのは非常に重要なもので、いろいろな施策が国及び県の中でもあるということですので、その辺を網羅した体系図ということで、まず5-3をつくってみました。

障がい者雇用関連施策は、支援対象を大別しますと、求職の障がい者、事業者、支援機関となりまして、それぞれ、縦軸になりますが、就職準備期、就職活動期、職場定着期のステージごとにおいて支援を実施しております。

そのうち、企業が障がい者を採用しようとする際の支援、先ほどの一人当たりの事業費の例でも出したところですが、雇用のミスマッチを防ぐことを目的としましたOJTによる障がい者就労促進事業や、障がい者民間活用委託訓練事業などの職場実習支援、また求人条件に適した障がい者を紹介する無料職業紹介や、就職困難者の雇用機会の増大を図る

ことを目的とした各種助成金がありまして、減税制度もこちらに位置づけられるものでございます。減税制度のみをもって企業における障がい者雇用を促進することは困難ですが、こちらの資料にお示しした他のさまざまな支援施策とあわせて実施することにより、さらなる障がい者雇用の促進が期待されるところで。

では、こちらの減税制度がどの部分を担っているかというところで、こちらのところ、吹き出しのように出したんですけれども、国の制度が手薄くなる100人以下の企業を県が応援と書いてございます。この減税制度は従業員規模、100人以下の企業を主なターゲットとしております。

資料5-4をお願いいたします。こちらは障害者雇用納付金制度の概要ということで、こちらの制度との比較でお話したいと思います。

この納付金制度、まず一番上の四角のところを囲ってあるんですけれども、雇用率未達成企業（常用労働者200人超）と太字で書いてあるんですが、こちらにつきましては、今年の4月から100人超が対象となっております。この未達成企業から納付金を徴収しまして、それで雇用率達成企業に対して調整金を支給するというのが雇用納付金制度になるんですけれども、常用労働者が100人以下の企業につきましては、こちらの5-4のところですと、右側の真ん中の辺の太いところで囲ってあるんですが、障害者多数雇用中小企業事業主というものに該当する場合は、調整金ではなく報奨金の対象となります。しかし、こちらのほう、矢印それから点線の矢印等で下の方に引っ張ってございますけれども、非常に調整金に比べまして要件が厳しくなっておりまして、月ごとの雇用人数の合計が、現在ですと72.5人以上でなければ対象にならなくなっております。

一方、今やっております減税制度につきましては、99人以下の企業であれば、一人でも障がい者を雇用していただければ法定雇用率が達成、または50人以下ですと一人でも雇用していただければいいということになりますので、ほとんどの企業が申請可能となります。こうしたことから、こちらの減税制度は納付金制度の補完的な役割を担っていると考えております。

次に資料5-5をお願いいたします。最後に、やはりこの減税というものの有効性を考える中で、障がい者を雇用する企業の財政面の負担軽減措置として、減税という手段以外に助成金の支給というものが考えられますので、他県における助成金の制度について記載いたしました。

ご覧のとおり特定求職者雇用開発助成金、これについての説明は一番下の欄外にございますけれども、こちらの助成期間満了後、独自に助成金を支給する制度が一般的でしたので、本県においても同様の助成制度を設けたと想定いたしまして、減税による税収減見込額と助成金の支給に伴う財政負担というのを比較したものが、次の資料5-6になります。

こちらのシミュレーションにおきましては、比較対象事業主はやはり小規模なところということで従業員規模99人以下を想定したものですけれども、こちらの方、一番下のところをご覧いただければと思いますが、そちらに記載しましたとおり、助成金の支給の方が減税制度よりも1,500万円程度財政負担、県の財政負担が大きくなるということから、減税制度の方がより県財政に与える影響が少なく適切なものではないかと考えております。

以上のことから、障がい者の雇用促進減税制度は有効と考えておりますので、現行制度の継続を行わせていただきまして、当課といたしましては、前回もお話いたしましたとおり、ちょっと周知というものが非常に足りていないというのは今回非常に痛感したところでございますので、この制度の周知、広報を強化いたしまして減税制度の認知度を高め、さらなる障がい者雇用の促進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。しっかりした資料をお作りいただいて、大変に分かりやすいご説明をいただきました。

減税制度がどれくらい効果があるのか、パッケージの総合的な政策の中でどの位置を占めてどのような効果を発揮しているか、大変に分かりやすかったかと思います。残る課題は、今、最後におっしゃっていた周知、やはり周知徹底、それによる件数の拡大というところになるかと思います。先生方、いかがでしょうか。ご意見、ご質問。

(水本委員)

資料5-4の、「つまり」と書いてあって、その点線の中の「年度間合計数が72.5」とか、「100人未満企業は障がい者1人雇用すれば」と、100人未満、100人いれば2人だと思っただけですけども、これがちょっとよく分からないんですが。

(酒井労働雇用課長)

すみません、「つまり」の前のこのアスタリスクというか、米印の2のところなんですけど、運用するに当たって、前は常用200人がラインだったものですが、このところがそのまま生きてしまっていて、「常用労働者100人以下で障害者を4%又は6人のいずれが多い方を超えて雇用する事業主」にしか、こちらの報奨金が出ないようになっております。

そうしますと、いずれが多い方ですので、6人のほうが多分多くなると思うんです。そうすると6掛ける12で72人、これを超えなければこの報奨金の対象にならないということで、そうしますと非常に、100人以下の対象事業であるにもかかわらず月6人というのは非常に対象として厳しくなっているという、そういうことでございます。

(水本委員)

その下は、100人未満企業で障がい者一人雇用する法定雇用率は必ず達成するんですか。

(酒井労働雇用課長)

法定雇用率につきましては、はい、2%ですので、99人の場合には2%掛けて1人ということなんです。ですので、この場合・・・

(水本委員)

未満ね。

(酒井労働雇用課長)

この場合、うちの方の減税制度では達成企業となりますので、対象になるということでございます。

(青木座長)

いかがでしょうか。資料もしっかりとお作りになっている部分はよく分かるかなというところで。

(水本委員)

法定雇用率の件で、ちょっと企業経営者からも聞いたことがあるんです。実は前にもテレビでやっていたんですけども、軽度の障がい者、これにつきましては大手がかなりもう好条件で採用してしまっていて、あと残っている重度の障がい者が結構残ってしまっているというような現実があるようです。

それとともに、中小企業では単純作業がなかなか見つからないといったこと、それから、作業のためにはまた一人つけなければいけないといった理由もあったり、むしろ、この障がい者に給与を払うわけですけれども、この給与は納付金と比べますとどうなんだということを、では納付金ではなくて、給与ではなくて納付金を払ったほうが良いという経営者も、そんな意見がございました。ちょっと参考までに言っておきます。

(青木座長)

これ、大きな問題のところでございます。どう変えていけるかなんですけれども、いかがでしょうか、基本的にこの制度は継続ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(青木座長)

はい。本当に、何回も申し上げますが、しっかりと効果をお示しいただいておりますので、それを期待しながら周知徹底をぜひ図っていただければ、税制研究会としてもうれしく思います。どうもありがとうございました。

(2) 法人県民税法人税割超過課税について

(青木座長)

それでは、次の議題になります。超過課税でございます。

超過課税についてはちょうど期限がこれで切れるというところで、次期はどうしましょうかというところですので、まずはご説明のほうをお願いいたします。

(林税務課長)

それでは、税務課長の林でございますが、超過課税についてご説明を申し上げたいと思います。

資料6-1にございます概要を記載してございますが、目的は中小企業の振興と産業基盤の整備と、こういった長野県における財源の必要な事業のために超過課税をお願いしているところでございます。税率は、標準税率の3.2%を超える4%ということで、0.8%分が超過課税でございます。

これまで更新を繰り返してきておりましたが、平成28年の10月31日でその期限が切れますので、今回、ご検討をお願いしているということでございます。仕組みは各企業の法人県民税法人税割というところに超過をかけますので、利益の出ている法人をお願いをしているということになります。

中小企業に対する不均一課税でございますが、これは資本金が小さかったり、納めていただいている法人税額が小さいというようなところの企業に対しては、標準税率のままということでございます。対象企業数はそこに記載のとおりでございます。税額等につきましても、記載のとおり、約10億円ということで推移をしているところでございます。全国の状況につきましては、また後ほどご説明をしたいと思います。

では長野県で、その財政上、特別に存在する需要ということで、長野県が目指しているこの超過でいただいた財源の使い道ということでございますが、大きな柱の中小企業の振興ということと、産業基盤の整備ということで事業を掲げてございます。

中小企業の振興の方では、中小企業融資の円滑化とか販路の開拓支援、それから職業人材の育成、さらには研究開発などに特別な需要があるということでございます。

今回、この資料6の関係の一番最後のページをご覧いただきたいんですが、資料6-6ということで、前回の資料になかったものを改めてつけさせていただいておりますが、その資料6-6の表面には中小企業の振興ということで、特に長野県が強く取り組んでいるところを記載してございます。

一つは、しあわせ信州食品開発センターの整備ということでございまして、約7億円の事業費を用意しているということでございます。さらには県の南信工科短期大学の設置というものを、この28年4月から開校するというのでただいま準備を進めているところでございます。さらには、中小企業振興条例を作りまして、もろもろの中小企業振興対策を実施しているというところでございます。

それから、大きな柱の産業基盤の整備ということにつきましては、その資料の裏面でございますが、特に産業系の流通路の整備ということで、大きな高規格道路、幹線道路というものの整備を進めているところでございます。これらの中部横断自動車道とか三遠南信自動車道、それから松本糸魚川連絡道路などが整備されてきますと、非常に物流にとっての時間短縮とか効率化とかが図れるのかなということで、山間地の多い長野県にとりましては、こういった基幹道路の整備ということが産業発展にとって不可欠と考えているところで取り組んでいるところでございます。

資料、戻りまして6-3でございますが、これは全国でのやはり超過課税の実施状況でございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

6-4には、そうはいつでも長野県の財政はどうなっているのかということをお示ししております。時間の関係もございまして、1ページのみをご説明したいと思っております。円グラフがございまして、左側が債務の状況を示しております。約4分の1、全体の約4分の1が県税でございまして、同じく約4分の1が地方交付税ということ、それから国庫支出金等もございまして国からの財源等、さらには県債も発行しておりますが、それらに大きく依存しているというような脆弱な財政構造となっているところでございます。

右側の円グラフは歳出の状況を示しておりますが、人件費、交際費等、義務的な経費まで含めると、約4分の3がそういった裁量の余地が極めて狭い、硬直的な構造になっているという状況でございます。

こういった状況もございまして、県税収入も最近上がってきているところではございますが、27年度におきましては約60億円、基金を取り崩して歳入に充てているという状況でございます。こういった財政状況を見ますと、ぜひ長野県が進めたい中小企業の振興とか産業基盤の整備につきましては、引き続き超過課税をお願いしたいと考えているところでございます。

以下の資料、長野県の財政状況をそれぞれグラフでお示ししているものでございますので、またご覧いただけたらと思っております。説明は以上です。

(青木座長)

ありがとうございます。それでは早速、ご質問並びにご意見を頂戴いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

全国的に行われている制度とはいえ、長野県独自にやはり判断をしなければいけませんので、何なりとご質問、ご意見を頂戴できればと思っております。

(水本委員)

資料6-2のこの表はどのように見たらいいのでしょうか。

(青木座長)

ご説明をお願いします。

(林税務課長)

中小企業の振興、それから産業基盤の整備というところで、取り立ててこのような事業をやっているということで、例を抜き出してお示ししているところでございます。

27年度の当初予算で、例えば信用保証料の補給金で9億400万円を用意しておりますが、これに対して一般財源ということで県税等を充てているところが、この例でいきますと9億400万円あるということで、総計で見えていただきますと、ここに挙げただけでも事業費、70億4,800万円かかっているところに一般財源として19億2,200万円充てているということ。このうちの超過課税分ということになりますと、27年度当初では、9億3,600万円ほどの超過課税をいただくということで計上しておりますので、この19億円の中にそれが当たっているというようにお考えいただければと思います。

(青木座長)

よろしいでしょうか。逆に言うと、これ一般財源と予算額の差額は特定財源ですか、その内訳とかはおおよそ何になるんですか、国庫支出金等々書いてありますが。

(林税務課長)

ご指摘のとおりで国庫支出金、先ほど財政状況のところにはありましたが、直接当たっているものは、おそらく国庫支出金が多いのではないかと思いますけれども、その他はもろもろ、その他の県債も当たっていますでしょうし、譲与税とかも当たっていますでしょうということです。

(青木座長)

それは公共事業関係は一般財源1割ぐらいで、9割ぐらいは国庫支出金プラス起債で賄っているというイメージでよろしいですね。はい、いかがでしょうか。

(小林委員)

よろしいですか、資料6-1で課税額、収入額というのは、これは税率4%に対する収入額ということですか、それとも超過分の0.8%に対応する部分でしょうか。

(林税務課長)

0.8%分です。

(青木座長)

よろしいでしょうか、堀越先生は何かございますか。

(堀越委員)

特にありません。

(青木座長)

それでは特にご異論も出ないようですので、先ほども申し上げましたけれども、日本全国全てやっている制度ということではありますけれども、やはりこの用途等、効果については同様に、我々いつもチェックをしていますように、効果をできるだけ上げつつ、それも効果も公開していただきたいということですので、当然、これまた議会にも諮ることか

と思いますけれども、そこに向けて、この内容の意味ですよね。超過課税をすることの意味とその効果について、ぜひ税務課、あるいは財政課、両方あわせて資料をお作りになってきちんと議会審議をしていただけるようにしていただきたいというのが、私たち研究会からの意見ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(青木座長)

はい、ありがとうございます。

それでは、おおよそ、今、2点、大きく分けまして2点、政策減税と超過課税について委員の皆様からご意見をいただき、おおよその合意がとれたかなと思っております。個々の確認事項につきましては、今、繰り返しは避けられますけれども、委員の先生方のコンセンサスをいただいて目で確認をしていますので、その方向で、私の方で取りまとめをさせていただきますと思います。

今後の予定については、税務課の方から後でご説明があるかと思いますが、おおよそ条例の改正ということになりますと、来年2月以降の議会ということになろうかと思っておりますので、それまでに私の方でできるだけ文章化をきちんとした上で、先生方に事前にまずはお送りをさせていただいて、一応ご確認をいただいてから報告書の提出という、正式な提出という形をとらせていただきたいと思っております。

ですので、できるだけ早目に、1月の後半になるくらいには一度お届けをさせていただきたいと思っておりますので、ご多忙の折かと思っておりますけれども、その折にちょっと目を通していただければと思います。

私と、あとは税務課のご担当者の方で一生懸命、年末年始、文章化をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それではちょっと早目ですけれども、事務局の方にお返しをします。

(須山企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。林税務課長から一言、委員の皆様にお礼申し上げます。

(林税務課長)

本日、大変貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。非常に厳しいご指摘もございましたし、温かいご支援もございましたので、いただいた意見を今後の県政に反映させていくということで、関係課、総力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

今後の予定は青木座長さんからご説明があったとおりでございますが、政策減税の方につきましては3月末で期限が切れますので、2月の議会に諮っていきたいということでございます。

超過課税の方につきましては来年度10月までの期限となっておりますので、その前の議会にかけられますように、またよく県民の皆様にご説明をしていきたいと考えておるところでございます。

今日は本当に、大変貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

4 閉 会

(須山企画幹兼課長補佐)

それでは、以上をもちまして、平成27年度第2回長野県地方税制研究会を終了させていただきます。ありがとうございました。